

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 海老江下水処理場外3か所 監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	此花区 西淀川区 西成区	三菱電機(株)	173,800,000	令和5年7月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
2	D-2号上屋外1件シャッター修繕	14L:建具工事	住之江区	東洋シャッター(株)	8,800,000	令和5年7月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
3	令和5年度 舞洲スラッジセンター返流水 ポンプ修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	ラサ商事(株)	7,590,000	令和5年7月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
4	花と緑と自然の情報センター空調設備修 繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	東住吉区	パナソニックEWエン 지니어リング(株)	4,587,000	令和5年7月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 及び第5号	K9	
5	咲洲キャナルNo.3雨水排水ポンプ修繕	09D:機械器具設置 工事	住之江区	(株)日立インダストリ アルプロダクツ	18,590,000	令和5年7月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
6	令和5年度 此花下水処理場ポンプ棟受 変電設備外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	シンフォニアテクノ ロジー(株)	158,950,000	令和5年7月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
7	I-3号上屋シャッター修繕	14L:建具工事	住之江区	(株)鈴木シャッター	9,900,000	令和5年7月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
8	加島南第4住宅(1号館)外3住宅昇降機 設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	淀川区 住吉区	東芝エレベータ(株)	119,680,000	令和5年7月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
9	令和5年度 楠葉取水場外1か所揚水ポ ンプ外整備修繕	09B:上下水道施設 工事	枚方市 東淀川区	(株)日立インダストリ アルプロダクツ	123,200,000	令和5年7月14日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
10	令和5年度 舞洲スラッジセンター各種ク レーン設備修繕	09D:機械器具設置 工事	此花区	(株)日立プラントメカ ニクス	41,030,000	令和5年7月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
11	大阪市中央卸売市場本場市場東棟特別 高圧受変電設備改良工事	04:電気工事	福島区	三菱電機プラントエン 지니어リング(株)	346,500,000	令和5年7月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
12	令和5年度 舞洲スラッジセンター遠心脱 水機設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	巴工業(株)	49,830,000	令和5年7月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
13	令和5年度 柴島浄水場外2か所水質計 器整備修繕(その2)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 守口市 枚方市	(株)マコト電気	2,268,200	令和5年7月20日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
14	令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水分 離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)マコト電気	6,341,500	令和5年7月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	令和5年度 豊野浄水場外1か所ろ過池 流量調節弁修繕	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市 守口市	(株)前澤エンジニアリ ングサービス	41,800,000	令和5年7月24日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
16	大阪市立男女共同参画センター南部館 舞台吊物設備修繕	09D:機械器具設置 工事	平野区	サンセイ(株)	23,100,000	令和5年7月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
17	令和5年度 平野下水処理場汚泥溶融炉 設備整備工事	09B:上下水道施設 工事	平野区	日揮(株)	297,000,000	令和5年7月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
18	令和5年度 舞洲スラッジセンターエアハ ンドリングユニット修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	此花区	新晃アトモス(株)	3,124,000	令和5年7月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
19	平野区老人福祉センター昇降機設備改 修工事	09A:昇降機設置工 事	平野区	三精テクノロジーズ (株)	23,650,000	令和5年7月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
20	令和5年度 港抽水所外1か所現場操作 盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	港区 西成区	(株)日立産機テクノ サービス	17,050,000	令和5年7月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
21	令和5年度 豊野浄水場揚水ポンプ用電 動機外整備修繕	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市	三菱電機プラントエン 지니어リング(株)	33,000,000	令和5年7月26日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
22	大阪市立早川福祉会館非常用発電設備 制御盤取替修繕	09B:上下水道施設 工事	東住吉区	東洋産業(株)	7,480,000	令和5年7月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
23	もと日東小学校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	浪速区	三菱電機ビルソリュー ションズ(株)	21,450,000	令和5年8月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
24	今川ポンプ場No.2ポンプ修繕	09B:上下水道施設 工事	東住吉区	新明和アクアテクサー ビス(株)	3,410,000	令和5年8月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
25	令和5年度 舞洲スラッジセンター自家発 電設備外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)明電エンジニアリ ング	15,730,000	令和5年8月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
26	令和5年度 庭窪浄水場オゾン設備整備 修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	東芝インフラシステム ズ(株)	42,460,000	令和5年8月2日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
27	令和5年度 庭窪浄水場高度浄水処理棟 揚水ポンプ用電動機整備修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	東芝インフラシステム ズ(株)	24,200,000	令和5年8月2日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
28	鶴見複合施設(鶴見図書館)中央監視装 置改修工事	09A:昇降機設置工 事	鶴見区	ジョンソンコントロー ルズ(株)	57,200,000	令和5年8月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
29	令和5年度 舞洲スラッジセンター各種ポ ンプ外設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)荏原製作所	8,690,000	令和5年8月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
30	令和5年度 市岡下水処理場外2か所現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	港区 西成区 大正区	(株)明電エンジニアリング	12,100,000	令和5年8月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
31	令和5年度東横堀川水門外1水質自動観測装置修繕	04:電気工事	中央 浪速	(株)東邦電探	7,040,000	令和5年8月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
32	大阪産業創造館機械式立体駐車設備修繕	09B:上下水道施設工事	中央区	三菱重工機械システム(株)	10,890,000	令和5年8月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
33	令和5年度 庭窪浄水場外1か所高度浄水処理棟揚水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市 阿倍野区	(株)荏原製作所	82,500,000	令和5年8月10日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
34	天保山駐車場防火シャッター修繕	14L:建具工事	港区	三和シャッター工業(株)	30,228,000	令和5年8月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
35	豊臣期石垣公開施設整備に伴う大手前配水池斜面復旧工事	01:土木工事	中央区	(株)北陽	12,560,900	令和5年8月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第6号	K10	
36	海老江下水処理場No.1ブロウ用電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	72,600,000	令和5年8月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
37	令和5年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	新晃アトモス(株)	170,115,000	令和5年8月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
38	大阪市立中央図書館昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	西区	フジテック(株)	137,830,000	令和5年8月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
39	令和5年度 柴島浄水場第2浄水管理場洗浄排水ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)電業社機械製作所	23,848,000	令和5年8月23日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
40	生野区役所庁舎昇降機設備修繕	09A:昇降機設置工事	生野区	日本オーチス・エレベータ(株)	2,838,220	令和5年8月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
41	住之江抽水所No.2A系貯留水ポンプ設備工事	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)荏原製作所	36,850,000	令和5年8月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
42	令和5年度 十八条下水処理場外12か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	淀川区 東淀川区 福島区 北区 西淀川区 城東区 都島区 東成区 此花区 住之江区	東芝インフラシステムズ(株)	386,100,000	令和5年8月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
43	令和5年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター修繕	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株)	8,910,000	令和5年8月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
44	令和5年度 柴島浄水場第2洗浄ポンプ場返送ポンプ用電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	5,720,000	令和5年8月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
45	消防局庁舎空調自動制御設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	西区	ジョンソンコントロールズ(株)	44,000,000	令和5年8月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
46	大阪港防潮扉集中監視設備補修工事	04:電気工事	港 住之江 大正	横河ソリューションサービス(株)	204,600,000	令和5年8月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
47	平野区役所屋上氷蓄熱チラー修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	平野区	ダイキン工業(株)	4,664,000	令和5年9月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
48	平野区北部サービスセンター 空調室外機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	平野区	ダイキン工業(株)	1,419,000	令和5年9月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
49	令和5年度 大阪市役所本庁舎ターボ冷凍機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	荏原冷熱システム(株)	3,047,000	令和5年9月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
50	阿倍野区役所保健福祉センターパッケージ型空気調和機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	阿倍野区	ダイキンエアテクノ(株)	8,140,000	令和5年9月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
51	令和5年度 舞洲スラッジセンター高分子注入ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	兵神装備(株)	6,325,000	令和5年9月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
52	令和5年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター改良工事その2	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株)	270,600,000	令和5年9月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
53	令和5年度 降雨情報設備修繕	09B:上下水道施設工事	住之江区 城東区	東芝インフラシステムズ(株)	16,225,000	令和5年9月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
54	阿武山学園北面地すべり対策工事(緊急)	01:土木工事	高槻市	(株) 技研工業	4,345,000	令和5年9月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	
55	大阪市西淀川区役所各所パッケージ型空気調和機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	西淀川区	パナソニック産機システムズ(株)	3,837,900	令和5年9月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
56	阿倍野区役所ガス吸収式冷温水発生機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	阿倍野区	テクノ矢崎(株)	2,189,000	令和5年9月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
57	令和5年度 柴島浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	199,100,000	令和5年9月8日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
58	弁天抽水所No.5雨水ポンプ設備工事	09B:上下水道施設 工事	中央区	(株)日立インダストリ アルプロダクツ	709,500,000	令和5年9月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
59	令和5年度 柴島浄水場外1か所酸注入 設備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 寝屋川市	日立造船(株)	11,990,000	令和5年9月12日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
60	令和5年度 庭窪浄水場排水処理設備整 備修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	月島テクノメンテサー ビス(株)	125,400,000	令和5年9月12日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
61	令和5年度安土町地下駐車場外1駐車機 械装置修繕	09D:機械器具設置 工事	中央区 西区	三菱重工機械システ ム(株)	85,580,000	令和5年9月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
62	大阪市立住吉スポーツセンター・屋内 プール自動火災報知設備修繕	09E:消防施設工事	住吉区	パナソニック防災シス テムズ(株)	19,800,000	令和5年9月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
63	大阪市立港スポーツセンター非常放送設 備修繕	10:電気通信工事	港区	パナソニック防災シス テムズ(株)	3,960,000	令和5年9月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
64	令和5年度 柴島浄水場気圧式排泥装置 整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	理水化学(株)	20,900,000	令和5年9月14日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
65	平野区役所自動火災報知設備修繕	09E:消防施設工事	平野区	能美防災(株)	14,850,000	令和5年9月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
66	令和5年度 津守下水処理場現場操作盤 外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	西成区	東芝インフラシステ ムズ(株)	30,800,000	令和5年9月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
67	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空 調用自動制御設備改修工事	05:給排水衛生冷暖 房工事	福島区	ジョンソンコントロー ルズ(株)	198,000,000	令和5年9月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
68	豊野浄水場オゾン設備改良に伴う既設管 理設備改造工事	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 寝屋川市	東芝インフラシステ ムズ(株)	187,110,000	令和5年9月25日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
69	令和5年度 柴島浄水場凝集沈でん池機 械設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	住友重機械エンパイ ロメント(株)	35,530,000	令和5年9月25日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
70	道頓堀川水門マイターゲート補修工事	14G:水門・門扉工事	浪速区	日立造船(株)	310,750,000	令和5年9月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
71	庭窪浄水場3系中オゾン発生設備補修工 事	09B:上下水道施設 工事	守口市	東芝インフラシステ ムズ(株)	229,130,000	令和5年9月27日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
72	安治川11・1号上屋機械設備補修工事	09D:機械器具設置 工事	港区	(株)日立プラントサー ビス	11,825,000	令和5年9月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
73	夢舞大橋凍結情報表示設備改修工事	10:電気通信工事	此花 港	コイト電工(株)	96,800,000	令和5年9月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	



## 随意契約理由書

1 工事名称：令和5年度 海老江下水処理場外3か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：三菱電機(株)

3 随意契約理由： 本工事は、海老江下水処理場外3か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、三菱電機(株)が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設施工業者のみである。

よって、三菱電機(株)と契約締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

D-2号上屋外1件シャッター修繕

### 2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、D-2号上屋外1件のシャッターを修繕するものである。

本件については、製造業者独自の機器材・部品及び各機器の構造・動作など技術的ノウハウを用い、全体を製品とした施工責任の一元化を図り、作動の確実性、安全性を確保する必要があるため、今回修繕するシャッターの製造・設置を行った上記業者が本修繕を履行することができる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（建築）

電話番号 06-6615-7811



## 随意契約理由書

1 修繕名称：令和5年度 舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕

2 契約相手方：ラサ商事(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する返流水ポンプは、舞洲スラッジセンターで発生した脱水分離液処理施設からの処理水や遠心脱水機の洗浄水などを此花下水処理場に送水するポンプである。舞洲スラッジセンターには処理水や洗浄水などを処理し排水する施設がないので此花下水処理場に送水する必要があり、舞洲スラッジセンターの施設を運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、舞洲スラッジセンターに設置している一般排水系及び脱水分離液系返流水ポンプの各部が長時間の運転により、著しく摩耗損傷しているため修繕するものである。

本ポンプは、大平洋機工(株)が設計及び製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である大平洋機工(株)から修繕及び点検・整備業務を移管されているラサ商事(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

花と緑と自然の情報センター空調設備修繕

### 2 契約相手方

パナソニック EW エンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、花と緑と自然の情報センター内に設置されている空調設備の修繕である。

花と緑と自然の情報センターは、市民が利用する施設（一部有料）であり、また、長居パークセンターの職員が常駐している施設でもあるが、令和5年5月1日にガス吸収式冷温水発生機の冷温水差圧制御弁等の故障により十分な空調機能を果たせていない状況が確認された。これにより市民利用や業務に適した環境の維持管理ができておらず、これから気温が高くなる季節である中、利用者へのサービス維持及び長居パークセンターの職員の安全衛生面において、早急に環境を回復する必要があると判断することから緊急修繕を行うものである。

本設備は、東京計器㈱（旧㈱トキメック）が設計製作したものであり、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠であり、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、製作会社の修繕部門について事業譲渡をされている上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当） （電話番号 06-6615-7887）

## 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

咲洲キャナルN o. 3 雨水排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由

本修繕は、咲洲キャナル北地区雨水ポンプ場に設置されている排水ポンプの分解整備を行い、主要部品の交換並びに運転試験を実施して性能確認を行うものである。

本修繕の対象となる排水ポンプは、雨水等の流入により変動する咲洲キャナルの水位を適正に保つための排水設備である。当該ポンプが故障すると、咲洲キャナルの水位が上昇し、併設しているプロムナードが冠水することにより、市民利用や隣接用地の利用に支障をきたす恐れがある。

当該ポンプ設備は、(株)日立製作所により設計・製作されたもので、分解整備時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要であり、同一規格で品質管理が十分に行われた純正部品で取替えることが機器の性能を発揮するうえで必要不可欠である。また、分解整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、(株)日立製作所から産業機器事業を吸収分割し設立した(株)日立インダストリアルプロダクツのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課(機械)

電話番号 06-6552-0057

## 随意契約理由書

- 1 工事名称：令和5年度 此花下水処理場ポンプ棟受変電設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：シンフォニアテクノロジー(株)
- 3 随意契約理由：

本工事は、此花下水処理場ポンプ棟設備に必要となる配電機能を既設受変電設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する受変電設備等は、シンフォニアテクノロジー(株)が独自の技術、ノウハウにより設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は既設部分を使用しながら機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する受変電設備等を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、シンフォニアテクノロジー(株)のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

I-3号上屋シャッター修繕

### 2 契約の相手方

株式会社鈴木シャッター

### 3 随意契約理由

本修繕は、I-3号上屋のシャッターを修繕するものである。

本件については、製造業者独自の機器材・部品及び各機器の構造・動作など技術的ノウハウを用い、全体を製品とした施工責任の一元化を図り、作動の確実性、安全性を確保する必要があるため、今回修繕するシャッターの製造・設置を行った上記業者が本修繕を履行することができる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（建築）

電話番号 06-6615-7811

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

加島南第4住宅(1号館)外3住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 楠葉取水場外1か所揚水ポンプ外整備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 日立インダストリアルプロダクツ

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、楠葉取水場に設置している揚水ポンプ並びに柴島浄水場に設置している取水ポンプ及び配水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプは、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因がポンプ固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立インダストリアルプロダクツのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）



随意契約理由書

1 修繕名称：令和5年度 舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕

2 契約相手方：(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕する各種クレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備で発生する脱水ケーキやスラグを搬送する設備である。これらのクレーン設備が停止すると溶融炉設備への汚泥供給ができなくなるなど、連続運転に支障をきたす恐れがあることから性能維持のために必要となる修繕を行うものである。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては、本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)日立プラントテクノロジーと合併した(株)日立製作所より、天井クレーン設備の全般業務について業務継承された(株)日立プラントメカニクスと特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟特別高圧受変電設備改良工事

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本工事は中央卸売市場本場業務管理棟電気室に設置している市場東棟用特別高圧受変電設備及び高圧受変電設備の遮断機、制御用継電器、計測器等各機器の取替を行うものである。

本工事対象設備は、施工にあたっては製造者独自の規格を熟知している必要があると共に、純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その純正部品や技術情報は当該設備の製造者である三菱電機 (株) のみが有している。

また、本工事で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、同一業者以外に施工させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

三菱電機 (株) は、特別高圧受変電設備の保守・保全業務全般を同社の系列会社である三菱電機プラントエンジニアリング (株) に移管しているため、本工事が施工可能な業者は、三菱電機プラントエンジニアリング (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ (電話番号 06-6469-7966)

## 随意契約理由書

1 修繕名称：令和5年度 舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2 契約相手方：巴工業（株）

3 随意契約理由：

今回修繕を行う遠心脱水機は、舞洲スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

今回の修繕は、汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕等を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。

本設備は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である巴工業（株）と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その2）

### 2 契約の相手方

（株）マコト電気

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（UV計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、（株）堀場製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、（株）堀場製作所は水・液体事業について、平成29年1月1日に（株）堀場アドバンスドテクノに事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、（株）堀場アドバンスドテクノより修繕業務を移管されている（株）マコト電気のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

## 随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2 契約相手方 (株) マコト電気

### 3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視するために重要な役割を持つ設備である。排ガス測定装置は、日常運転における正確性と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため、経年により機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、測定、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行い、排ガス測定装置としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している排ガス測定装置の修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 豊野浄水場外1か所ろ過池流量調節弁修繕

### 2 契約の相手方

(株)前澤エンジニアリングサービス

### 3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場及び庭窪浄水場に設置しているろ過池流量調節弁の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、前澤工業(株)より修繕業務を移管されている(株)前澤エンジニアリングサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場(電話番号072-825-4704)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市立男女共同参画センター南部館舞台吊物設備修繕

### 2 契約の相手

サンセイ (株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立男女共同参画センター南部館に設置している舞台吊物機構の一部部品と設備操作用機器の修繕を行うものである。

本設備は、サンセイ (株) が製作したものであり、舞台吊物機構の部品交換等や試験調整については、部品の形状や規格等は各社異なることから、製造事業者独自のノウハウや各装置の役割・構造・動作など、製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

また、製造事業者以外に修繕させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となる。

以上のことから、本設備の修繕を実施できる業者は製造事業者であるサンセイ (株) のみである。よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 (電話番号 06-6208-9156)



## 随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称 令和5年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し汚泥減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているので汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

1 修繕名称：

令和5年度 舞洲スラッジセンターエアハンドリングユニット修繕

2 契約相手方：

新晃アトモス(株)

3 随意契約理由：

今回修繕するエアハンドリングユニットは、舞洲スラッジセンターの各階の部屋を冷却する設備であるが、エアハンドリングユニットの構成部品が長時間の使用により摩耗・損傷し、運転に支障を来し、適切な室温調整及び空気循環を行うことができないことから修繕する必要がある。

本設備は、新晃工業(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である新晃工業(株)より保守点検、修理及び更新工事を移管されている新晃アトモス(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野区老人福祉センター昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

三精テクノロジーズ (株)

### 3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ (株) の製造・施工により、平野区老人福祉センターに設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取り換え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品の調整・再使用をする必要があり、取替えにあたっては三精テクノロジーズ (株) にて製作している機器を使用しなければならない。

利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者でしか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ (株) と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課 (電話番号 06-6633-2361)

## 随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 港抽水所外1か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 (株)日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための受変電設備ならびに動力制御設備であり、港抽水所・津守下水処理場の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 西部方面管理事務所 設備課  
(電話番号 06-6561-0160)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 豊野浄水場揚水ポンプ用電動機外整備修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、豊野浄水場に設置している揚水ポンプ、GAC 吸着池逆洗ポンプ及び GAC 吸着池空洗送風機用各電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該電動機は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が電動機固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
大阪市立早川福祉会館非常用発電設備制御盤取替修繕
- 2 契約の相手方  
東洋産業（株）
- 3 随意契約理由  
非常用発電設備は、消防法及び建築基準法に基づき設置されており、火災等による停電の場合に、発電機を始動させ、非常照明、消火栓、スプリンクラーや排煙機などの設備機器に電源を供給し、利用者・施設従事者が施設から安全に避難する際に非常に重要な役割を持つ設備である。  
早川福祉会館の非常用発電設備は、平成5年の施設建替え時からの設備であり、耐用年数の30年を迎え、これまで指定管理者が法定点検を実施しており、この度、点検業者からの報告書において経年劣化を指摘されている。  
報告書を受け、メーカーに確認してもらったところ、非常用発電設備のうち、停電検知時に非常用発電機を始動させる制御盤内の各種回路等の部品が古く、現行品との互換性が無いため、故障した場合に即座に交換対応が出来ない、とのことであった。先述のとおり、当該設備は、有事の際に重要な働きをする設備であるため、予防保全の観点から、制御盤修繕を行うものである。  
当該設備は、東洋電機製造（株）にて製造・設置したものであり、本修繕にあたっては、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠である。また、今回修繕を行う制御盤は、既設の発電機部分と密接不可分の関係にあり、安全性や動作保証の観点から、他業者に施工させ、不具合等が発生し非常用の設備機器が作動しない場合、著しい支障が生じるおそれがある。  
以上の理由により、本修繕を実施できるのは、東洋電機製造（株）の修繕部門である東洋産業（株）のみであるため、同者と特名随意契約を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ（電話番号 06 - 6208 - 8078）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

もと日東小学校昇降機設備改修工事

## 2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ（株）

## 3 随意契約理由

本工事は、もと日東小学校を新たな学校として、令和6年度から開校するため、三菱電機（株）製の昇降機を改修するものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三菱電機ビルソリューションズ（株）にて制作している機器を使用しなければならない。

的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である、三菱電機（株）から昇降機設備製造、据付、保守及び修理等を委譲した三菱電機ビルソリューションズ（株）と契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（業務調整グループ）

（電話番号 06-6208-9182）



## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

今川ポンプ場No. 2ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

### 3 随意契約理由

本件は、今川ポンプ場におけるポンプ設備の修繕を行うものである。

今川ポンプ場は、河川環境整備の一環として駒川・細江川に浄化用水（平野下水処理場処理水）を送水することを目的として設置されている。

当該設備は、直営においてポンプ設備の点検を行った結果、ポンプ構成部品の劣化による故障が判明した。

現状のままでは、駒川、細江川への送水機能に支障が生じることから、機能回復を図るため早急に修繕を行う必要がある。

当該ポンプ設備は、新明和工業(株)が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となる。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕を施工できる業者は、新明和工業(株)からポンプ修繕業務を移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

## 随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備修繕

2 契約相手方 (株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する自家発電設備は、所内の非常時の電源を確保する発電設備であり、高圧電気設備（高圧電動機）は、汚泥処理を安定的に稼働させるため極めて重要な設備であり、大阪市自家用電気工作物保安規定に基づき精密整備修繕を行うものである。

これらの設備の高い信頼性を維持するため、機能の低下した構成部品を替え修繕するものである。

本設備は、(株)明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。  
以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

### 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している1・2・3系中・後オゾン設備、及び中オゾン接触池上屋内に設置している1・2・3系中オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備の内、3系中オゾン設備については（株）東芝、その他の設備については東芝インフラシステムズ（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、（株）東芝は社会インフラ事業について、東芝インフラシステムズ（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、東芝インフラシステムズ（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 庭窪浄水場高度浄水処理棟揚水ポンプ用電動機整備修繕

### 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している揚水ポンプ6号用電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、（株）東芝は社会インフラ事業について、平成29年7月1日に東芝インフラシステムズ（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、東芝インフラシステムズ（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

鶴見複合施設（鶴見図書館）中央監視装置改修工事

### 2. 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ(株)

### 3. 随意契約理由

本工事は、上記業者の製作・施工により、鶴見複合施設に設置された中央監視・自動制御装置のうち、中央監視盤及び機器を更新する改修工事を行うものである。

中央監視盤の更新にあたり、既設の自動制御装置と調整する必要があり、取り替えにあたっては上記業者にて製作している機器を使用しなければならない。

図書館利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な中央監視・自動制御装置の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06 - 6539-3314）

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称：

令和5年度 舞洲スラッジセンター各種ポンプ外設備修繕

## 2 契約相手方：

(株)荏原製作所

## 3 随意契約理由：

今回修繕するポンプは、舞洲スラッジセンター内各所の緑地帯に散水するための設備であり、制御盤が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕するものである。

本設備は、(株)荏原製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)荏原製作所と特名随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 市岡下水処理場外2か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 (株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための動力制御設備であり、市岡下水処理場・津守下水処理場・千島下水処理場の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、(株)明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。  
以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 西部方面管理事務所 設備課  
(電話番号 06-6561-0160)

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 修繕名称

令和5年度東横堀川水門外1水質自動観測装置修繕

### 2 契約の相手方

(株) 東邦電探

### 3 随意契約理由

本修繕は、東横堀川及び道頓堀川の水質管理に必要な装置であるが、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成部品の交換及び試験調整を行うものである。

本装置は、(株) 東邦電探が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能について保証を持たせる必要もある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社である(株) 東邦電探のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号: 6615-6465)



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪産業創造館機械式立体駐車設備修繕

## 2 契約の相手方

三菱重工機械システム(株)

## 3 随意契約理由

本案件は、大阪産業創造館に設置された機械式立体駐車設備（以下、「本設備」という。）の劣化した部品の修繕を行うものである。

本設備は、大阪産業創造館の会議室や研修室のほか展示会等で使用するイベントホール等の貸出施設利用者や同施設で提供する様々な中小企業支援サービスの利用者が利用する設備であるが、設置後23年が経過しており、メーカーの保守点検で、部品の劣化により動作不良が生じる恐れがあることが発覚した。万が一、本設備が故障した場合、機械式立体駐車場を閉鎖することとなり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の修繕を行う必要がある。

また、本設備は、大阪産業創造館の設置スペース、運用条件を踏まえて製造されたものであり、本設備の更新、整備にかかる技術は製造者である三菱重工機械システム(株)のみが保有しているため、上記事業者でなければ本設備の修繕を行うことができない。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部企業支援課（電話番号 06-6264-9837）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 庭窪浄水場外1か所高度浄水処理棟揚水ポンプ外整備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している揚水ポンプ6号及び住吉配水場に設置している配水ポンプ2号、3号の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株) 荏原製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局 工務部 庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

天保山駐車場防火シャッター修繕

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、天保山駐車場の防火シャッターを修繕するものである。

本件については、製造業者独自の機器材・部品及び各機器の構造・動作など技術的ノウハウを用い、全体を製品とした施工責任の一元化を図り、作動の確実性、安全性を確保する必要があるため、今回修繕するシャッターの製造・設置を行った上記業者が本修繕を履行することができる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（建築）

電話番号 06-6615-7811

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

豊臣期石垣公開施設整備に伴う大手前配水池斜面復旧工事

### 2. 契約の相手方

株式会社 北陽

### 3. 随意契約理由

本工事は、豊臣期石垣公開施設敷地に隣接する水道局大手前配水池管理用地内の斜面の一部において、豊臣期石垣の埋蔵文化財発掘調査に伴い掘削した斜面への、地震時の安定性を確保する擁壁の設置及び盛土による斜面復旧工事である。

当初、震度5強程度の中規模地震時における斜面の安定性を確保する斜面復旧工事を行う予定であったが平成28年の熊本地震による熊本城石垣の大規模崩落の調査状況や、平成30年の大阪北部地震によるブロック塀崩落による人命被害等を受け、同年8月開催の豊臣石垣保存公開検討会において、熊本地震と同様の震度7程度の大規模地震時においても斜面の安定性を確保する方針が決定し、再検討を行った結果、斜面復旧工事の仕様変更が必要となった。

変更後の斜面復旧工事は、現在施工中の施設整備工事で当該斜面に設置する土留め親杭の存置を前提として、斜面の安定性確保に必要な強度の擁壁を設置するものであり、本工事を施設整備工事の受注者と別業者が施工した場合、斜面の安定性確保に係る工事に対する責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上のとおり、工事内容の変更は当初予期しえなかった事情の変化により生じたものであり、現に施設整備工事の受注者である株式会社 北陽に本工事を施工させることで、安全性と効率性を確保し、円滑かつ適切に施工できると認められるため、株式会社 北陽を随意契約の相手方とするものである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

### 5. 担当部署

経済戦略局観光部観光課集客拠点担当（電話番号：06-6469-5165）

## 随意契約理由書

- 1 工事名称： 海老江下水処理場 No.1ブロワ用電気設備改良工事 ✓
- 2 契約相手方： 三菱電機プラントエンジニアリング (株)
- 3 随意契約理由： 今回工事を行う海老江下水処理場のブロワ用電動機設備は、長期の使用による劣化などにより著しく機能が低下しているため、コイル及び構成部品の取替えを行うものである。  
本機器は、三菱電機 (株) が設計製作したもので、工事にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。  
また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本工事を行わせることは極めて困難であり、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。  
以上のことから、本工事ができるのは、製作会社から本市へ納入している電動機の持帰り整備を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング (株) のみである。
- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ✓
- 5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 設備課 ✓  
(電話番号 06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事

### 2 契約の相手方

新晃アトモス(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、新晃工業(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新晃工業(株)から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている新晃アトモス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ (電話番号 06-6469-7969)

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

大阪市立中央図書館昇降機設備改修工事

### 2. 契約の相手方

フジテック(株)

### 3. 随意契約理由

本工事は、上記業者の製作・施工により、中央図書館に設置された昇降機の経年劣化に伴い、改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取り替えにあたっては上記業者にて製作している機器を使用しなければならない。

図書館利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06-6539-3314）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場第2浄水管理場洗浄排水ポンプ整備修繕

2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場第2浄水管理場に設置している洗浄排水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)電業社機械製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。よって本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)電業社機械製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場 (電話番号06-6815-2403)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

生野区役所庁舎昇降機設備修繕

### 2 契約の相手方

日本オーチス・エレベーター（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、昇降機を支障なく安全に使用するために、機能維持に必要な修繕を行うものである。

本設備は、日本オーチス・エレベーター（株）が設計製作および据付を行ったものであり、生野区役所において保守点検業務を担っている。同社部品は他社製品との互換性がないため、同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠であり、機能維持は製作会社にしかできない。

また、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、日本オーチス・エレベーター（株）のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課（電話番号 06-6715-9625）

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

住之江抽水所 No.2A 系貯留水ポンプ設備工事

### 2 契約相手方

株式会社荏原製作所

### 3 随意契約理由

本工事は、住之江抽水所に設置されている貯留水ポンプの消耗部品及び損傷部品を取替え、各部の整備を行い、運転時の高い信頼性を維持するためのものである。

本設備は、株式会社荏原製作所が設計・製作したもので、機能を発揮させるための組付け精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は株式会社荏原製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号06-6686-5123）

## 随意契約理由書

1 工事名称：令和5年度 十八条下水処理場外12か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：東芝インフラシステムズ（株）

3 随意契約理由： 本工事は、十八条下水処理場外12か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設施工業者のみである。

よって、東芝インフラシステムズ（株）と契約締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター修繕

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本修繕は、本場に設置されているエレベーター・エスカレーターの部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるフジテック(株)のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるフジテック(株)と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ(電話番号 06-6469-7966)

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場第2洗浄ポンプ場返送ポンプ用電動機整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場第2洗浄ポンプ場に設置している返送ポンプ用電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機（株）は水環境事業について、平成19年4月1日に富士電機水環境システムズ（株）に事業継承された後、平成20年4月1日に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が発足されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

1 案件名称

消防局庁舎空調自動制御設備改修工事

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ㈱

3 随意契約理由

本工事は、消防局庁舎に設置されている空調自動制御設備の部分改修工事を行うものである。

当該設備は、ジョンソンコントロールズ㈱が独自に設計・製作した機器及びソフトウェアで構成されているものである。

本改修には、設備の構造並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術が必要である。さらに、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図る必要があるため、これら全てを満たす唯一の業者であるジョンソンコントロールズ㈱と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部総務課（電話番号 06-4393-6051）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪港防潮扉集中監視設備補修工事

### 2 契約の相手方

横河ソリューションサービス (株)

### 3 随意契約理由

本設備は、水門や防潮扉の開閉状況を確認する装置であるとともに、台風時の高潮や地震による津波での災害が想定される非常時には、防潮扉管理者に対して閉鎖指令を行うための装置であり、防潮扉及び水門への「閉鎖、開放指令の伝達」、「その作業の確認」、並びに「防潮扉状態の把握」を行うため、各現場に端末局 (62 局) を置き、監視局から無線により短時間に指令、確認、防潮扉状態などの情報を送受信し、集中監視を行うものである。

本工事は、設置後 10 年経過した監視局の各機器の老朽化に伴い、各機器の補修及び端末局が設置されている建築物の建替えに伴う端末局の再設置並びに試験調整等を行うものである。

本設備は横河ソリューションサービス (株) がシステム設計、機器製作から据付工事に至るまでを行い、以後の保守も一貫して行っている。本設備のシステム、機器及び構成には製造者独自の技術が用いられており、その詳細について他社への情報提供ができない。また、システム運用における機能や信頼性を確保し、災害発生時にも確実な稼働を行うには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とする。

よって、本工事を行えるのは横河ソリューションサービス (株) のみであり、責任の一元化を図れる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課 (電気) (電話番号 06-6568-9092)

## 随意契約理由書

1. 案件名称

平野区役所屋上氷蓄熱チラー修繕

2. 契約の相手方

ダイキン工業（株）

3. 随意契約理由

本修繕は、平野区役所の氷蓄熱チラーにおいて、熱源ユニットのガス漏れ等により不良が生じているため、部品交換等の修繕を行うものである。

本装置は、ダイキン工業（株）が設計製作を行ったものであり、同社部品は他社製品との互換性がないため、同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠である。

また、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、ダイキン工業（株）のみであり、上記業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

平野区役所総務課（06-4302-9625）



## 随意契約理由書

1 案件名称

平野区北部サービスセンター 空調室外機修繕

2 契約相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、平野区北部サービスセンターに設置している空調機について経年過多による劣化がひどく進行しており、万が一故障が発生した場合には来庁者に大きく影響を及ぼすことから、当該箇所の部品交換及び修繕を行うものである。

当該設備は、ダイキン工業株式会社が製造・施工したもので、修繕にあたっては、製造者のみが有する当該設備の機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。また、当該修繕を行う部分は、既存部分と密接不可分の関係にあることから、ダイキン工業株式会社以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、ダイキン工業株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

平野区役所総務課（電話番号 06-4302-9625）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市役所本庁舎ターボ冷凍機修繕

2 契約の相手方

荏原冷熱システム（株）

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷房設備において、冷房するための冷水を作り出すターボ冷凍機が経年劣化により不具合が生じているので、部品交換等を行い性能の回復を行うものである。

本庁舎のターボ冷凍機は荏原冷熱システム（株）の製品であり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、荏原冷熱システム（株）のみであるため、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

阿倍野区役所保健福祉センターパッケージ型空気調和機修繕

### 2 契約の相手方

ダイキンエアテクノ（株）

### 3 随意契約理由

本設備は、阿倍野区役所会議室内の空気環境を適正に保持することを目的に設置されているものであり、現在、室内外の各機器が経年劣化に伴い不具合が生じ作動しない状態となっている。

そのため、正常な状態へと早急に復旧させる必要性があることから、各機器の交換及び試運転調整を本修繕で実施するものである。

本設備は、ダイキン工業（株）が製作したものであり、同社製の集中リモコンと連動して可動している。現在の仕様で引き続き利用するためには、施工にあたり製作者独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要である。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難であり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、本修繕についてはダイキン工業（株）製の業務用空気調和機に関するアフターサービスの委託先であるダイキンエアテクノ（株）に特名随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

阿倍野区役所総務課（電話番号 06-6622-9625）

## 随意契約理由書

1 修繕名称：

令和5年度 舞洲スラッジセンター高分子注入ポンプ修繕

2 契約相手方：

兵神装備(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する高分子注入ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機に高分子を供給するための設備であり、回転部分等が長時間の運転により、摩耗・損傷しているため修繕を行うものである。

本設備は、兵神装備(株)が設計及び製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である兵神装備(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター改良工事その2

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、本場に設置されているエレベーターの安全稼働を目的に、劣化・破損した機器・部品等の交換及び整備を行うものである。

本工事対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるフジテック(株)のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるフジテック(株)と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ(電話番号 06-6469-7966)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 降雨情報設備修繕

### 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

### 3 随意契約理由

今回修繕する降雨情報設備は、降雨レーダ情報、気象情報、水位、ポンプ運転状況等の情報収集配信を行い、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は（株）東芝が独自技術により設計製作したものであり、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行い、取替えを実施し、従前と同様の性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社に修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は（株）東芝から事業の権利義務を承継され、且つ本設備の技術に精通している東芝インフラシステムズ（株）と随意契約を行う。

なお、（株）東芝は、平成29年7月1日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラシステムソリューション社に属する部門に関する権利義務を東芝電機サービス（株）に承継し、同日の平成29年7月1日付で東芝インフラシステムズ（株）に社名変更を行っている。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課（電話番号：06-6615-7290）

## 緊急随意契約理由書

## 1 案件名称

阿武山学園北側地すべり対策工事（緊急）

## 2 契約相手方

株式会社技研工業

## 3 随意契約理由

令和5年5月上旬に、阿武山学園北側の土手が幅約14m×長さ約12m×深さ約2mに渡り崩れ、側道に土砂が溢れた。

市道に溢れた土砂については移動させ、崩落箇所には土嚢袋を設置したが、雨が続いた際に再びの土砂災害となるリスクは依然として高く、早急にリスク軽減のための応急工事を実施する必要がある。

本来であれば、一般競争入札により事業者を選定する方が望ましいものの、近隣住民やその資産に対して多大な影響を及ぼす恐れがあることから、本格的な台風の時期になる前に、緊急の応急工事を実施する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 5 事業者の決定

競争性を可能な限り確保する観点から、

- ① 本市の入札参加資格を有する
- ② 高槻市周辺に事業所がある
- ③ 大阪府下での工事实績がある

上記3つの条件を満たす複数事業者から見積を徴取し、最も安価である株式会社技研工業を相手方として決定した。

## 6 担当部署

こども青少年局 阿武山学園（電話番号 072-696-0331）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市西淀川区役所各所パッケージ型空気調和機修繕

### 2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ（株）

### 3 随意契約理由

本設備は、西淀川区役所各所の空気環境を適正に保持することを目的に設置されているものであり、現在、室内外の各機器が経年劣化に伴い不具合が生じ作動しない状態となっている。

そのため、正常な状態へと早急に復旧させる必要があることから、各機器の交換及び試運転調整を本修繕で実施するものである。

本設備は、三洋電機（株）が製作したものであり、同社製の集中リモコンと連動して可動している。現在の仕様で引き続き利用するためには、施工にあたり製作者独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要である。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難であり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、本修繕については三洋電機（株）を完全子会社化したパナソニック（株）の業務用空気調和機に関するアフターサービスの委託先であるパナソニック産機システムズ（株）に特名随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

西淀川区役所総務課（電話番号 06-6478-9625）



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

阿倍野区役所ガス吸収式冷温水発生機修繕

### 2 契約の相手方

テクノ矢崎（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、阿倍野区役所の空気調和機用熱源機器であるガス吸収式冷温水機の冷却水ポンプにおいて、経年劣化により水漏れやモーター絶縁の低下が発生していることから、修繕を行うものである。

当該施設に設置されているガス吸収式冷温水機は矢崎資源（株）（現：矢崎エナジーシステム（株））が独自の技術により設計・製造及び設置を行ったものであり、本修繕については当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対しても一貫して責任を持たせる必要がある。

今回の修繕を行えるのは、矢崎エナジーシステム（株）より保守メンテナンス・修繕や改修工事等のサービス業務を移管しているテクノ矢崎（株）のみであるため上記業者と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

阿倍野区役所総務課（総務）（電話番号：06-6622-9938）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場排水処理設備整備修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、日本碍子（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、日本碍子（株）は、当該排水処理設備に関する事業を平成20年4月にメタウォーター（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

- 1 工事名称 : 弁天抽水所 No. 5 雨水ポンプ設備工事
- 2 契約の相手方 : (株) 日立インダストリアルプロダクツ
- 3 随意契約理由 : 本工事は、弁天抽水所に設置している No. 5 雨水ポンプ設備の設計・製作・据付を行うものである。

今回工事する No. 5 雨水ポンプ設備は、弁天抽水所に流入する雨水を排除するための設備である。本設備は、設置後 40 年が経過し、ポンプ本体（ケーシング）は健全であるものの、構成機器および主要部品が老朽化し、運転に支障をきたすおそれがあるため、ポンプ設備の構成機器および主要部品の取替を行うものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、既設備に適合する部品の選定、それらの組み合わせ並びに調整など、製作会社独自の技術を必要とし、取替部品も他社で製作していない。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を行える業者は、製作会社である (株) 日立製作所の吸収分割承継会社である、(株) 日立インダストリアルプロダクツのみである。
- 4 根拠法令 : 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号
- 5 担当部署 : 建設局下水道部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備修繕

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場及び豊野浄水場に設置している酸注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、アタカ大機(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、当該設備の事業は、アタカ大機(株)より、日立造船(株)に事業継承されており、本修繕を実施することのできる業者は、日立造船(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場(電話番号072-825-4704)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

### 2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス(株)

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島アクアソリューション(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、月島アクアソリューション(株)より修繕業務を移管されている月島テクノメンテサービス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場(電話番号06-6907-4473)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱重工機械システム(株)

### 3 随意契約理由

機械式駐車場である安土町地下駐車場および土佐堀地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され、三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承され、平成29年10月に三菱重工印刷紙工機械(株)及び三菱重工マシナリーテクノロジー(株)のゴム・タイヤ機械事業並びに当該製品等に係る三菱重工工業(株)の製造・調達・品質保証機能と統合され、三菱重工機械システム(株)に社名変更されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市立住吉スポーツセンター・屋内プール自動火災報知設備修繕

### 2 契約の相手方

パナソニック防災システムズ株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立住吉スポーツセンター・屋内プールに設置されている自動火災報知設備（以下、「本設備」という。）について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、感知器などからの火災信号を受信した場合に警報内容を表示し建物内に警報を発すると共に連動式の防火設備等を作動させる設備であるが、設置後 22 年が経過し、経年劣化により本設備を構成する部品に動作不良が生じる恐れがある。万が一、本設備が故障した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の整備を行う必要がある。

機器の構成や制御方法について、独自の設計に基づき製造されていることから、修繕に際しては製造業者独自の技術を要するため、製造業者でなければ整備を行うことは不可能である。

本設備の製造業者であるパナソニック株式会社は、修繕業務を同社の系列会社であるパナソニック防災システムズ株式会社に移管している。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備の構造を熟知し維持管理・安全性の確保と保守管理責任の一元化を図ることができる唯一の事業者であることから、随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5148）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市立港スポーツセンター非常放送設備修繕

### 2 契約の相手方

パナソニック防災システムズ株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立港スポーツセンターに設置されている非常放送設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、感知器などからの火災信号を受信した際に非常放送を行うものであるが、設置後 27 年が経過し、経年劣化により設備を構成する機器及び部品（以下、「機器類」という。）に動作不良が生じる恐れがある。万が一、設備に不具合が発生した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、機器類の取替整備を行う必要がある。

本修繕は、設備の機器類について取替整備を行うものであるが、設備の機器構成や制御方法については、製造事業者が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者であるパナソニック株式会社のみが有している。

パナソニック株式会社は、改修・修繕を同社の系列会社であるパナソニック防災システムズ株式会社に移管している。

以上の理由により、本修繕を実施でき、かつ製造者責任と整備責任の一元化を図ることができるのはパナソニック防災システムズ株式会社のみであり、特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5148）



## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場気圧式排泥装置整備修繕

2 契約の相手方

理水化学(株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場第1凝集沈でん池に設置している気圧式排泥装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、理水化学(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、理水化学(株)のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場(電話番号06-6815-2403)

## 随意契約理由書

1. 案件名称

平野区役所自動火災報知設備修繕

2. 契約の相手方

能美防災（株）

3. 随意契約理由

本修繕は、平野区役所の自動火災報知設備において、受信機の不具合による誤報発報が頻発することや、メッセージ表示機の画面に不具合が生じているため、部品交換等の修繕を行うものである。

本装置は、能美防災（株）が設計製作を行ったものであり、同社部品は他社製品との互換性がないため、本装置の部品交換等の修繕については同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠である。

また、自動火災報知設備のうち、修繕を行う箇所以外の設備（感知器等）についても同社が設計製作を行ったものであり、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、能美防災（株）のみであり、上記業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

平野区役所総務課（06-4302-9625）

## 随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 津守下水処理場現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための動力制御設備であり、津守下水処理場の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、東芝インフラシステムズ(株)が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 西部方面管理事務所 設備課  
(電話番号 06-6561-0160)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調用自動制御設備改修工事

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調用自動制御設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、ジョンソンコントロールズ(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構成を熟知し、作動の確実性、安全性、既存設備との確実な適合性の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、ジョンソンコントロールズ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備改良に伴う既設管理設備改造工事

### 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、豊野浄水場のオゾン設備改良に伴い既設設備の改造を行うものである。

当該設備は、東芝インフラシステムズ(株)が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である東芝インフラシステムズ(株)以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場凝集沈でん池機械設備整備修繕

### 2 契約の相手方

住友重機械エンバイロメント（株）

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している凝集沈でん池機械設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、住友重機械工業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、住友重機械工業（株）は水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に住友重機械エンバイロメント（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、住友重機械エンバイロメント（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

1 工事名称

道頓堀川水門マイターゲート補修工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、潮の干満によって変動する河川水位を一定に制御し、船舶の安全な航行を可能とする「開門機能」、東横堀川水門との連携による東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」を備えた施設である。

本工事は、道頓堀川水門のマイターゲートにおける水没箇所扉体補修及び老朽化したマイターゲートの構成機器（開閉装置）について補修を行うものである。

道頓堀川水門の扉体は、日立造船(株)の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置や機器・部品は、他社から調達することができない。また、当該水門の構造を十分に熟知し、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本工事を施工できる業者は、日立造船(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

電話 06-6615-6663

## 随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場3系中オゾン発生設備補修工事

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置しているオゾン発生設備の補修を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株)東芝が独自に設計、製作したものであり、補修による一部機器の取替や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、施工するにあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には、水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本工事を施工し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難となり、ひいては責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設製造業者以外に施工させることができない。

なお、(株)東芝は平成29年7月に分社化され、当該機器に関する事業は東芝インフラシステムズ(株)に事業承継されている。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)



## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

安治川11・1号上屋機械設備補修工事

### 2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

### 3 随意契約理由

本工事は、安治川11・1号上屋に設置しているくん蒸設備を補修するものである。安治川11・1号上屋とは、主に海外より船で輸入された青果物を取扱っている上屋である。倉庫としては植物防疫法に基づく指定くん蒸倉庫の資格を有しており、同法により必要な青果物に対してくん蒸を行っているものである。

くん蒸ガスには人体に有害で排出規制がある青酸ガスを使用するため、同ガスを倉庫外の処理装置に送るための換気設備、送られたガスを苛性ソーダ溶液で吸着するための吸収塔及び吸着後の苛性ソーダ溶液を処理する廃液処理設備、くん蒸時の温度や青果物の保存温度により熟成時期を管理するための、冷凍機・ボイラー・空気調和機・監視制御装置から構成される定温設備が設置されている。これらの設備全体が一体となって機能を発揮できるものであり、正確に稼動しなければ、青酸ガスによるくん蒸業務ができず、青果物の管理ができなくなり、しいては人身事故につながる恐れもあることから、補修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから本工事を施工できる業者は、当該設備を設計施工し、各設備の構造・仕様・相関関係を把握できる(株)日立製作所から当該くん蒸・定温設備に関する補修業務を移管された(株)日立プラントサービスのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課（機械）

電話番号 06-6552-0057

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

夢舞大橋凍結情報表示設備改修工事

### 2 契約の相手方

コイト電工(株)

### 3 随意契約理由

本設備は、気象に応じた橋梁上の凍結や風速などの気象情報、事故等の交通情報を道路に設置された表示板に表示し、車両運転手に周知する設備であり、安全で円滑な車両通行を図る上で重要な役割を担っており、橋梁上の気象情報を感知する気象観測装置、現地にて気象情報・道路情報を表示する表示板、気象情報・交通情報を収集し港湾防災センターにて3橋（夢舞大橋、常吉大橋、新木津川大橋）一括管理を行う気象監視装置などで構成されている。

本工事は、2025年開催の関西万博に向けた夢舞大橋周辺道路の線形変更に伴い、凍結情報表示設備を構成する一つである表示板の増設、移設、及び気象監視装置の改修を行うものである。

本設備は、コイト電工(株)がシステム設計、機器製作から据え付け工事に至るまでを行い、以後の保守についてもコイト電工(株)から業務移管を受けた業者で行っている。本設備の運用における機能や信頼性を確保し、確実な稼働を行うには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とする。

よって、本工事を行えるのはコイト電工(株)のみであり、責任の一元化を図れる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）（電話番号 06-6568-9092）